

アークスRARAカード会員規約

第1条(会員)

会員とは本規約を承認のうえ、株式会社アークス(以下、「甲」という。)に入会の申込をされた満16歳以上又は高校生以上で甲が入会を認めた方をいいます。

第2条(カードの発行)

1. 甲は、会員に対し「アークスRARAカード」(以下、「カード」という。)を会員1名につき1枚発行し、貸与いたします。
2. 会員はカードを発行するにあたり、入会金として100円(税込み)支払うものとします。
3. カードは会員本人が利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することができません。
4. カードは他のクレジットカード又は、電子マネーとの併用はできません。
5. カードは会員が退会もしくは会員の資格が取り消されるまで有効とします。

第3条(各種サービス)

会員は、甲および甲の指定する店舗および甲の指定する諸施設にてカードを提示することなどにより、甲の提供する各種サービスを受けることができます。

第4条(お買物ポイントサービス)

1. お買物ポイントサービスとは、会員が甲の定める一定の条件のもとに甲の定める一定の店舗および甲の指定する諸施設で甲から所定の特典を受けることができる制度です。
2. お買物ポイントサービスは、甲が定めたサービス率によりお買い上げの金額等に応じて加算されます。なお、お買い上げ1回あたりの合計金額がサービス率未満(税抜き)は切捨てとします。
3. 以下に相当する場合、お買物ポイントを加算できないものとします。(1)甲が指定する商品 (2)甲が別途指定する店舗、諸施設でのお買上額 (3)第6条に記載のお買物ギフト券使用相当額
4. お買物ポイントは、甲が発行するポイント表示にて甲の指定する店舗でのお買上の都度通知いたします。
5. 甲は、サービスの内容を会員に予め告知し変更できるものとします。

第5条(ポイントの有効期限・失効)

1. 毎年3月1日から翌年2月末日(以下、「最終ポイント付与日」という。)までに付与されたポイントは、最終ポイント付与日の翌々年の2月末日まで利用が可能となります。ポイントの有効期限は、最長3年間です。
2. 有効期限を経過したポイントは失効となります。

第6条(お買物ギフト券の発券・失効)

1. お買物ポイントは甲の指定した還元率で、甲の指定した単位でお買物ギフト券として発券され、発券されたお買物ギフト券は、甲の指定した店舗及び条件で、甲の指定した商品の購入および商品との交換等に利用が可能となります。
2. 発券されたお買物ギフト券は甲の指定した有効期限が設定されており、有効期限を経過したお買物ギフト券は失効となります。

第7条(カードの紛失等)

1. カードの紛失・盗難の場合は速やかに甲あてに連絡のうえ、所定の手続きをおこなうものとします。
2. カードの紛失その他の事由により他人に使用され、会員に損害が発生しても甲は一切の責任を負いません。

第8条(カードの再発行)

1. カードの破損、磁気不良等甲が認めた場合に限り、甲の費用により再発行をいたします。なお、この場合は旧カードポイントについては、その数が確定する日まで待ち、別途会員の申出により、旧カードのポイント残数を加算いたします。
2. カードの紛失等の場合は、所定の手数料をいただきます。

第9条(届出事項の変更)

会員が、氏名、郵便番号、住所、電話番号等に変更が生じた場合、速やかに甲あてに通知するものとします。また、甲から会員あてのご通知は、会員のお届出のご住所にご連絡しますが、会員の変更のお届出がないこと等により到着しなかった場合は、通常到達すべき日時に到着したものとみなします。

第10条(退会ならびに会員資格の取消)

1. 会員はいつでも退会することができます。
2. 会員が本規約に違反した場合、入会申込みの内容に偽りがあった場合、または甲が会員として不適当と認めた場合、長期間ご利用がない場合には、会員の資格を取り消すことがあります。
3. 前項1、2の場合には、カードを甲にお返しいただきます。なお、甲が指定する場合には、カードの切断等による廃棄処分を認める場合があります。
4. 前項1、2の場合には、会員のお買物ポイントの残高は消滅します。ただし、会員のお買物ポイントが返品等によりマイナスとなっている場合には、1ポイントにつき金1円を請求する場合があります。

第11条(本規約の改訂等)

本規約を改訂する場合は、あらかじめ本規約を改訂する旨、変更内容および効力発生日を甲のホームページで公表することにより会員に周知した上で、本規約を改訂することができるものとします。

以上